

# 災害時協力井戸 よくある質問と回答



## Q 1 災害時協力井戸とはどのようなものですか。

東日本大震災や能登半島地震のような大災害において、水道の断水等が発生し、長時間にわたって水の確保が困難になるなど不便な生活が続いている状況の中、井戸所有者の方のご厚意で地域の住民に井戸の水を提供している光景が多く見られました。

そのような背景をふまえ、本市においても、発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大災害において、生活用水の確保が困難になる可能性が考えられるため、ご厚意で井戸水を提供していただける方に井戸を事前にご登録いただき、その場所等を市において広く周知し、水道が復旧するまでの間に地域住民の方々が、生活に必要な水を確保することを目的としています。

## Q 2 個人・法人問わず誰でも登録できますか。

登録の申し出については、個人の井戸を対象としています。

法人として所有する井戸について、ご協力いただける場合は担当までご相談ください。

## Q 3 登録する井戸に条件はありますか。

3つの条件を満たすものが災害時協力井戸として登録できます。

### 《登録の条件》

- ①市内に所在する井戸であって、現に井戸として使用されており、今後も引き続き使用される予定のものであること。
- ②災害時に近隣住民等に対して生活用水として井戸水の無償提供が可能であること。
- ③井戸の所在地を公表することが可能であること。

## Q 4 井戸の動力や設置場所によって登録の制限はありますか。

ありません。

申出書に「どのような動力で動く井戸」で「どこに設置されているか」を記載していただきますが、それによって登録を制限するものではありません。

## Q 5 井戸があれば全て登録しなければなりませんか。

その必要はありません。

井戸所有者の方のご厚意により、Q 3 にある条件に同意いただいた方が所有する井戸について、ご協力いただける場合は災害時協力井戸として登録するものです。

**Q 6 申出から運用（登録）開始までの手順はどうなっていますか。**

運用開始までの概要は、下記のとおりとなります。

「日高市災害時協力井戸登録申出書」の提出（井戸所有者から市へ提出）

↓

「現地調査・水質検査」の実施（市の費用負担で実施）

↓

「日高市災害時協力井戸登録決定通知書」の発送（市から井戸所有者へ送付）

↓

「標識掲示」及び「公表」（給水口付近に標識の掲示とホームページにて所在地の公表）

↓

運用の開始

※事業開始直後は申出件数が増えることと水質検査を専門事業者に委託するため、申出書の提出から登録決定通知書の発送まで1か月程度の期間をいただきます。

**Q 7 登録に際して実施する水質検査の項目を教えてください。**

- ①一般細菌 ②大腸菌 ③亜硝酸態窒素 ④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- ⑤塩化物イオン ⑥有機物（全有機炭素（T O C）の量） ⑦p H値 ⑧臭気 ⑨色度
- ⑩濁度 の10項目です。

**Q 8 井戸所有者に何かメリットはありますか。**

特段メリット等はないと考えます。

ご厚意により井戸を登録いただくことで、災害時の「助け合いの精神」がより促進され、また、地域における「防災力の向上」が期待できるもの考えます。

**Q 9 電動ポンプ汲み上げのため、停電時は使用できませんが、登録はできますか。**

登録できます。

電力が復旧し、井戸設備等が安全に使用できる場合にご協力いただきたいと考えます。

**Q 10 登録後、井戸水が出なくなった場合にはどうすればいいですか。**

市へ「日高市災害時協力井戸登録解除申出書」を提出していただければ、登録の解除をさせていただきます。

**Q 11 自分で水質検査をしていないので、水質が心配ですが、登録できますか。**

登録できます。

現在の使用状況等を申出時に確認させていただきます。

水質等を理由に普段から飲用していない場合でも、飲用以外（トイレや清掃等）の生活用水として使用することができますので、登録は可能です。

**Q12 市で水質検査してもらえますか。**

登録時と継続時（年1回）に水質検査を実施します。

検査結果については、水質検査票を送付します。

水質検査の項目については、登録時・継続時ともに①一般細菌 ②大腸菌 ③亜硝酸態窒素 ④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ⑤塩化物イオン ⑥有機物（全有機炭素（T O C）の量） ⑦p H値 ⑧臭気 ⑨色度 ⑩濁度の10項目です。

**Q13 市で水質検査してもらう場合に費用はかかりますか。**

費用はかかりません。

本制度への登録に際しての水質検査費用については、市にて負担しますので、所有者に検査費用をご負担いただくことはありません。

なお、継続検査も同様となります。

**Q14 別に詳しい水質検査を依頼したい場合はどうすればいいですか。**

民間の計量証明登録事業者等に依頼してください。

なお、市にて検査機関等の斡旋はできませんので、予めご承知おきください。

**Q15 井戸（設備等）が壊れていますが、登録した場合、市で修理をしてもらえますか。**

市で修理はしません。

本制度は、既設の井戸でそのままの状態で使用できる井戸を登録してもらうものです。

修理については、登録前も登録後についても、井戸の所有者の方において行っていただきます。

**Q16 登録後に井戸（設備等）が壊れてしましましたが、市で修理をしてもらえますか。**

市では、修理を行いません。

**Q17 配水中に井戸（設備等）が壊されてしまいましたが、市で修理をしてもらえますか。**

市では、修理を行いません。

基本的にQ17のとおりとなりますが、使用者（原因者）の責によることが明らかな場合であれば、使用者（原因者）にて修理等をいただくことが望ましいと考えます。

所有者の方と使用者（原因者）にて協議等いただき、対応していただきますようお願いたします。

**Q18 井戸の修理等に関して、何か補助金等はありますか。**

ありません。

**Q19 登録すると公表されてしまうのですか。**

災害時協力井戸の位置情報については、大規模災害発生時に迅速に利用できるよう、平時からの公表を予定しています。

災害時のみ公表をご希望される方は、登録申出の際に職員へお伝えください。

**Q20 どのような情報が公表されるのですか。**

「所在地」を公表します。

(例) 登録番号 1 南平沢 1020 番地

**Q21 情報は何に公表されますか。**

平時から市ホームページ等にて公表します。

**Q22 登録されると井戸に標識を掲示しますか。**

下のような「標識」を災害時協力井戸の給水口付近に掲示していただきます。



**Q23 標識を掲示したくない場合はどうすればいいですか。**

制度の趣旨からもご理解・ご協力をお願いします。

本制度は登録者の善意と災害時の助け合いの精神を基本理念としているため、対象となる「井戸の明示」という観点からもご協力をお願いします。

**Q24 登録された井戸は誰でも使えるのですか。**

基本的には、近隣住民の方の使用を想定していますが、誰でも使用することができます。

本制度は井戸所有者の方のご厚意と災害時の助け合いの精神を基本理念としているため、被災し、市民であること等は問わず、生活水に困っている方であれば、どなたでも使うことができます。

ただし、事業用等、営利目的での使用は控えてください。

**Q25 どのような場合に登録された井戸を使うことができるのですか。**

→地震等の大規模災害が発生したことにより、「断水が生じた場合」が基本となります。

なお、市で井戸所有者の方に個別の提供要請を行うことはありません。

地震や風水害をはじめとする災害等に際して、個々の災害時協力井戸の所有者の方の判断により使用時期を決定していただき、皆さんに利用していただくことになります。

使用開始時等の市への連絡は不要です。

**Q26 井戸水の提供する時の費用負担はどうなりますか。**

→井戸所有者の方に負担いただきます。

本制度は、登録者のご厚意と災害時の助け合いの精神を基本理念としているため、井戸水の費用と（井戸水の）提供にかかる費用（電動ポンプの電気代等）については、所有者の方にご負担いただくことになります。

同様に使用者から料金を徴収することは想定していません。

**Q27 実際に井戸水を提供する時は、どうすればよいですか。**

井戸所有者の方が判断・指定した方法で実施してください。

井戸水の提供に際しては、できる限り公正・公平性に準拠するようご配慮等いただき、提供の時間、立会いの有無、量のルール等については、所有者の方の判断をもって実施してください。

なお、井戸水の提供に際して、市職員等が立会い等することはありません。

**Q28 配水にかかる容器（給水袋、バケツ等）は誰が準備するのですか。**

提供を受ける方（利用者）でご準備ください。

提供に必要な器具や容器（バケツ、ポリ容器、袋等）については、利用者の方にて準備等いただき、提供を受けてください。

あらかじめ、井戸所有者の方や市で配水用の器具や容器を備えるものではありません。

**Q29 登録された後は何かしなければならないことはありますか。**

特に何もありません。

これまで同様に普段から井戸を使用等いただき、適正に維持管理に努めていただくようお願いします。

**Q30 災害時に必ず使えるという保証はありませんが、登録できますか。**

登録できます。

特に、地震等の発生後は、地震動による井戸枠の破損や地殻変動にともなう水脈の変化等が発生し、例えば、これまで澄んでいた水が濁ってしまったり、水が枯れてしまったりすることも考えられます。

本制度の趣旨は、登録いただいた井戸が「災害発生時に使用できる状況であれば、使用させていただく」というものですので、登録に際して、予め井戸を補強する工事を実施することや予備のポンプを導入いただく等の災害対応のための準備等をしていただく必要はありません。現在、取水できれば、そのままの状態で可能です。

同時に、登録にともなう災害時における取水を所有者の方に保障いただくものではありません。

**Q31 利用者が誤って飲用して健康被害等が発生した場合や、井戸の水によって何らかの被害が出てしまった場合は誰が責任を取るのですか。**

飲用された方、利用された方個人の責任となります。

本制度の趣旨として、基本的に井戸水を飲用以外の生活用水（掃除、洗濯、トイレ等）に使用することを想定しています。

飲用水については、市での備蓄品を始め、市販のペットボトル等での各家庭内での備蓄をいただくようにお願いしています。

しかしながら、災害発生状況等にもよりますので、飲用することを、必ずしも禁止できるものではありませんが、飲用を想定した水質検査をしていないことや、現在、飲用として使用している井戸であっても、災害時には水脈等の変化により飲用ができなくなること等も想定されますので、飲用については、使用される方の責任において飲用いただくことになります。

また、井戸水によって、何らかの被害が生じた場合についても、利用者の責任となり、所有者の方が責任を負うことは一切ありません。